

2001年5月10日  
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

国民年金保険料収納業務における国民年金保険料の口座振替情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2001年(平成13年)4月26日付けで諮問された、国民年金保険料収納業務における国民年金保険料の口座振替情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

#### 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、国民年金保険料収納業務における国民年金保険料の口座振替情報を外部提供する必要性は、次のとおりである。

##### (1) 外部提供する必要性について

ア 市町村の国民年金事務は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。)」により国民年金法の改正が行われ、平成12年4月より従来機関委任事務として市町村に委託されていた国民年金事業に係る事務が、国の直接執行事務及び一部の法定受託事務に整理された。そして、地方分権一括法の施行により、平成14年4月から現在市町村で行っている国民年金保険料の印紙検認事務が廃止され、国が直接国民年金保険料の収納事務を行うことと

なる。さらに、金融機関等から口座振替による国民年金保険料を納付することができることとされる。

イ これに伴い、社会保険庁で平成13年1月に、現在市町村で口座振替により国民年金保険料の納付を行っている被保険者については、新たな手続をすることなく引き続いて国において口座振替による国民年金保険料の納付ができることなどを規定した政省令改正が行われた。また社会保険庁から口座振替に係る情報の外部提供について依頼があった。

ウ 現在本市で口座振替により国民年金保険料を納付している被保険者については、社会保険庁が振込先の手続きを行うことができ、事務の効率化及び被保険者の手続きの簡略化を図る市民サービスの観点から、口座振替情報を外部提供する必要性がある。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

口座振替情報を外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれる。また口座振替による国民年金保険料の納付の継続を希望しない場合は、その旨を申し出ることにより口座振替を行わないなど、確認の通知が行われるので、通知しないことが本人の不利益とならないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

引き続き口座振替促進を維持することが、国民年金保険料の収納率低下の防止にもつながり、また被保険者については、振込先の変更手続きを社会保険庁において行うことができるので、被保険者の手続きの簡略化を図るうえでも外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上